

市道池田4号線道路改良事業（川崎市川崎区日進町地内から同市同区池田一丁目地内
まで）に係る公聴会

日時 平成27年7月15日(水) 16:20～16:42

場所 川崎市立川崎小学校 B棟オープンルーム

○公聴会開会

【議長】 それでは定刻となりましたので、ただいまから、川崎市が起業者となる市道池田4号線道路改良事業（川崎市川崎区日進町地内から同市同区池田一丁目地内まで）に係る公聴会を開催いたします。

改めまして、皆さん、こんにちは。私は議長として本日の公聴会を主宰いたします神奈川県県土整備局事業管理部用地課長の佐藤と申します。どうぞよろしくお願いいたします。以降の進行については、着席させていただきます。

本公聴会は、土地収用法第23条第1項の規定に基づき、平成27年5月21日付で起業者である川崎市から申請がありました事業認定申請について開催するものであります。今後、事業認定庁として当該申請の審査、事業認定に関する可否の判断を行うに当たり、勘案すべき情報を聴取、収集することを目的とするものであります。

本公聴会の開催に当たりましては、注意事項等については、神奈川県庁ホームページに掲載しました。また、本日、会場受付にてお配りしました傍聴券の裏面にも記載しておりますので、ご一読いただき、遵守されるようお願いいたします。携帯電話等につきましては電源をお切りになっているかマナーモードに設定済みか再度、今一度、ご確認をお願いいたします。よろしゅうございますか。

また、公聴会開催中の通話をご遠慮願います。また、本日の公聴会につきましては、後ほど議事録を作成いたしますので、ICレコーダーによる録音をさせていただきますので、あらかじめご了承くださいと思います。

次に、公述人以外の方がご発言されるなど、遵守事項を遵守いただけない場合は、議長によりこの会場から退席していただくことがございます。また、状況によってはやむを得ず公聴会を打ち切らざるを得ないこともありますので、あらかじめご了承ください。

公述中止命令、退場命令、公聴会打ち切りといった措置がなされた場合、当該措置後になされたご発言については議事録に掲載されませんので、あらかじめご了承ください。

予定されている公述人に対し、確認の意味で改めて申し上げます。公述は、議長の指示に従って開始し、30分以内で行ってください。この時間には起業者への質問の時間及びこれに対する起業者の答弁時間を含みます。公述時間の経過につきましては、ベルでお知らせいたします。具体的には公述終了5分前に、このようにベルを1回鳴らします。また、公述終了1分前にベルを2回鳴らします。さらに、公述終了時にはベルを3回鳴らします。このようにして時間の経過をお知らせ

せします。

再度確認します。5分前(ベルを1回鳴らす)、1分前(ベルを2回鳴らす)、終了時(ベルを3回鳴らす)。よろしいでしょうか。目安としてベルが2回鳴った段階で意見のまとめに入っただけであればと思います。

なお、ベルを3回鳴らして、議長が公述を終了してくださいと言った以降の発言については議事録には一切掲載されませんので、公述人は、時間内に公述を終えるようにしてください。

○公述人 1:起業者(川崎市)

【議長】 まず、起業者である川崎市から意見陳述の申し出がありましたのでその説明をお願いいたします。起業者の方は関係者も含めて、こちらの起業者席の方にお移り願います。

私が合図してから時間通りに進めます。16時27分から始めますので、今しばらくお待ちください。スタート時刻が16時27分を予定しておりますので、15分後の時間までに説明を終了されるようお願いいたします。この時刻までに終了されない場合には意見陳述の中止ということになります。

それでは、開始まで30秒ほどありますので、あらかじめ、予定通りにスタートできるようにご準備をお願いいたします。

それでは、お願いいたします。

【起業者(道路施設課長)】 川崎市建設緑政局道路施設課長 石丸と申します。起業者である川崎市から市道池田4号線道路改良事業について、ご説明いたします。

事業の概要につきましては、事業の種類、市道池田4号線道路改良事業(川崎市川崎区日進町地内から池田一丁目地内まで)、起業者の名称は川崎市、代表者川崎市市長 福田 紀彦、起業者の所在は川崎市川崎区宮本町1番地、起業地の所在 川崎市川崎区日進町及び池田一丁目地内となっております。今回、事業認定を申請しました市道池田4号線は、川崎市川崎区池田一丁目地内の京急八丁駅及びJR南武支線八丁駅前を起点としており、国道15号に至る延長約192mの市道となっております。

本路線がある川崎市川崎区は、川崎市の最も東側に位置し、本市の広域拠点となっているJR川崎駅及び京急川崎駅の周辺は商業・業務・文化等の都市機能が集積し、臨海部には京浜工業地帯の中核として産業が集まり、近年、人口も増加傾向にあります。

川崎区の西側に位置する本路線の周辺は、八丁駅を中心に住宅地と商業地が混在する地域であり、近くには小中学校、川崎警察署等の公共施設も立地しております。

今回、事業認定の申請区間は、全体計画延長約192mのうち、川崎市川崎区池田一丁目地内の市道日進町下並木線からの分岐を起点とする延長約125mの区間となっております。本路線は地域の住民にとって重要な生活道路であるにも関わらず、歩道の未整備部分が多く、歩道が設けられているのは延長約192mに対して片側約96mとなっており、八丁駅前交差点の横断歩道や路線バスの停留所も歩道の未整備箇所に設置されています。

そのため、本路線の一部が通学路として指定されている川崎小学校の児童や一般の歩行者、バス利用者は、約90cmの狭い路側帯を通行しなければならず、現状では利用者の安全が確保されているとは言い難い状況になっています。

また、駅前交差点内は非常に見通しの悪い鋭角な形状にあるため、路線バスなどの大型車両が右左折する際には、反対車線に、はみ出さざるを得ず、対面通行が困難な状況になっています。加えて、朝夕の通勤・通学時間帯には、踏切遮断時間が30分以上に及ぶことから、円滑な交通が阻害されています。

このような状況に対処するため、本路線を全体計画区間として歩道設置および交差点改良を事業内容とする「市道池田4号線道路改良事業」が計画されたものであります。

続きまして事業の主な内容と目的について説明します。本路線の両側に歩道を整備することにより、歩行者やバス利用者の安全性を確保します。また、道路幅員12mの2車線道路を整備することで、鋭角な交差点内の形状を改良するとともに、一部バスベイを設置し、大型車両が通行しやすい形状にすることで、交通の円滑化を図ってまいります。

次に事業計画の詳細について説明します。道路の線形につきましては、既存の鋭角な交差点を踏切から離れた箇所へ移設することで、交差点の形状を改善し、交通の円滑化を図ります。

現況では、歩道が未整備な箇所や歩道幅員が狭い箇所があるため、歩道を両側2.5m確保することにより、児童や一般の歩行者の安全性を確保いたします。

また、路線バスの停留所も現在は歩道の未整備区間に設置されていますが、整備後は、一部バスベイを設置することで、交通の円滑化を図るとともに、バス停に歩道が確保されることにより、バス利用者の安全性が確保されます。一般の自動車利用者にとっても、交差点の形状が改善されることにより、見通しが良くなり、歩行者を確認しながら安全に通行できるようになります。

続きまして、事業の施行を予定する土地についてご説明いたします。事業の施行を予定する土地の面積は、池田一丁目地内の市道日進町下並木線からの分岐を起点とする1,163㎡となっています。

起業者からの事業説明については、以上となります。

【議長】 お疲れ様でした。起業者の方は、そのまま席に着席いただいたままで結構です。

○公述人 2 : 小林秀行

【議長】 それでは次に、公述人の小林秀行様から意見陳述及び起業者への質問をしていただきますので、こちらの公述人席の方に御着席願います。

【小林】 小林です。よろしくお願いします。

【議長】 公述人は、事業認定申請案件の範囲及び事前に提出いただいた公述申出書に記載された意見及び質問の要旨の範囲を超えた発言は、行うことはできませんので御注意ください。

現在の時刻は・・・切りの良いところで 16 時 37 分から始めますので、1 分ほどお待ちいただきたいと思います。16 時 37 分から 30 分以内となりますので、この時刻までに終了されない場合には、私が中止をお願いすることがあります。

それでは、私が合図するまで公述の準備をしてください。

はい、それではお願いします。

【小林】 はい、それでは、今回のこの事業でございますね。市道池田 4 号線道路改良事業、間違いありませんね。

【議長】 はい。

【小林】 この事業の目的、私は、歩行者の安全を図って、交通の円滑化を図るという風に理解しておりますけれども、その目的に対しては非常に賛成を致しております。

ただし、説明会においても意見を述べさせていただいたのですけれども、信号機の設置がどうなるか分からないという状況でございます。やはり、近隣に住んでおりまして、子どももこの川崎小学校に通っていて、自分自身も交通整理をした経験上からいって、信号機無しの道路では、かえって事業の目的が達成されず、歩行者に危険な道路になるおそれがあるということで、この辺は、川崎市さんの方に善処していただいているところでございますので、ぜひその点は遂行していただきたいと思っております。

それと、私自身も残る地権者の 1 人でございまして、今後、この事業を速やかに遂行するために今まで疑問を抱いている部分がありますので、この場でこの点に対して川崎市さんの方から御回答いただいて、すぐにこの事業が完遂できるような形で、ぜひ協力していただければと思います。

それでは、川崎市さんへの質問でございますけれども、川崎市さんの方としては、この市道池田 4 号線道路改良事業、準備段階を含め、事業の開始から現時点に至るまでの全ての行程において法令順守されて、この事業を遂行されていらっしゃるかどうか、ということで、甚だ漠然とした質問なのですけれども、一言お答えいただければと思います。

【議長】 それでは、起業者の方は、今の質問の内容は把握されましたか。

【起業者】 はい。

【議長】 準備から現在に至るまでの法令順守の状況ということで、それでは、自席で回答願います。

【起業者（公共用地課課長補佐）】 公共用地課の佐藤と申します。池田4号線道路改良事業は、現在まで法令順守し遂行しております。また、用地交渉におきましても、現在まで川崎市の事業の施行に伴う損失補償基準等に則って遂行しております。以上でございます。

【議長】 はい。起業者から、そういった回答がございましたが、引き続き質問があればお願いします。

【小林】 いえ。そのお答えがいただければ十分でございます。以上でございます。ありがとうございました。

【議長】 時間はまだありますけれども、それ以外にご質問がないということでよろしいですか。

【小林】 はい。

【議長】 起業者の方、特に補足説明はよろしいですね。

【起業者】 はい。

【議長】 もういちど確認します。公述人は他に意見、質問がないということで念のため、確認します。よろしいですね。

【小林】 そうですね。事前に提出したものはそれだけしか。

○ 公聴会閉会

【議長】 はい、お疲れ様でした。

公述人、起業者の方は、控え席の方にお戻り願います。

ただいまの公述をもちまして、本日予定された全ての意見陳述が終了いたしました。以上をもちまして、市道池田4号線道路改良事業に関する事業認定申請案件に係る公聴会を終了いたします。

ご清聴等、円滑な進行に御協力いただきまして、ありがとうございました。

なお、会場の管理の都合がございますので、公述人及び傍聴者の方々のご退席されるようお願いいたします。退場される際には、お手持ちの傍聴券を会場入り口におります担当者にお返しいただきますようお願いいたします。また、お忘れ物などなさいませぬよう御注意ください。

本日は大変暑い中、誠にお疲れ様でした。

以上をもちまして、公聴会を終了いたします。